

子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）において、計画の中間年を目安として、必要な場合には、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされている。

見直しの必要性について以下のとおり検討した結果、現行計画の進捗状況を踏まえて、見直しは行わないこととする。

1. 保育所等待機児童数の推移（4月1日現在）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
待機児童数	58	39	7
0歳児	4	0	0
1歳児	40	30	4
2歳児	13	8	3
3歳児	0	1	0
4歳児以上	1	0	0

2. 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

※別紙参照

3. 幼児期の学校教育・保育に関する量の見込み及び提供体制の確保の状況

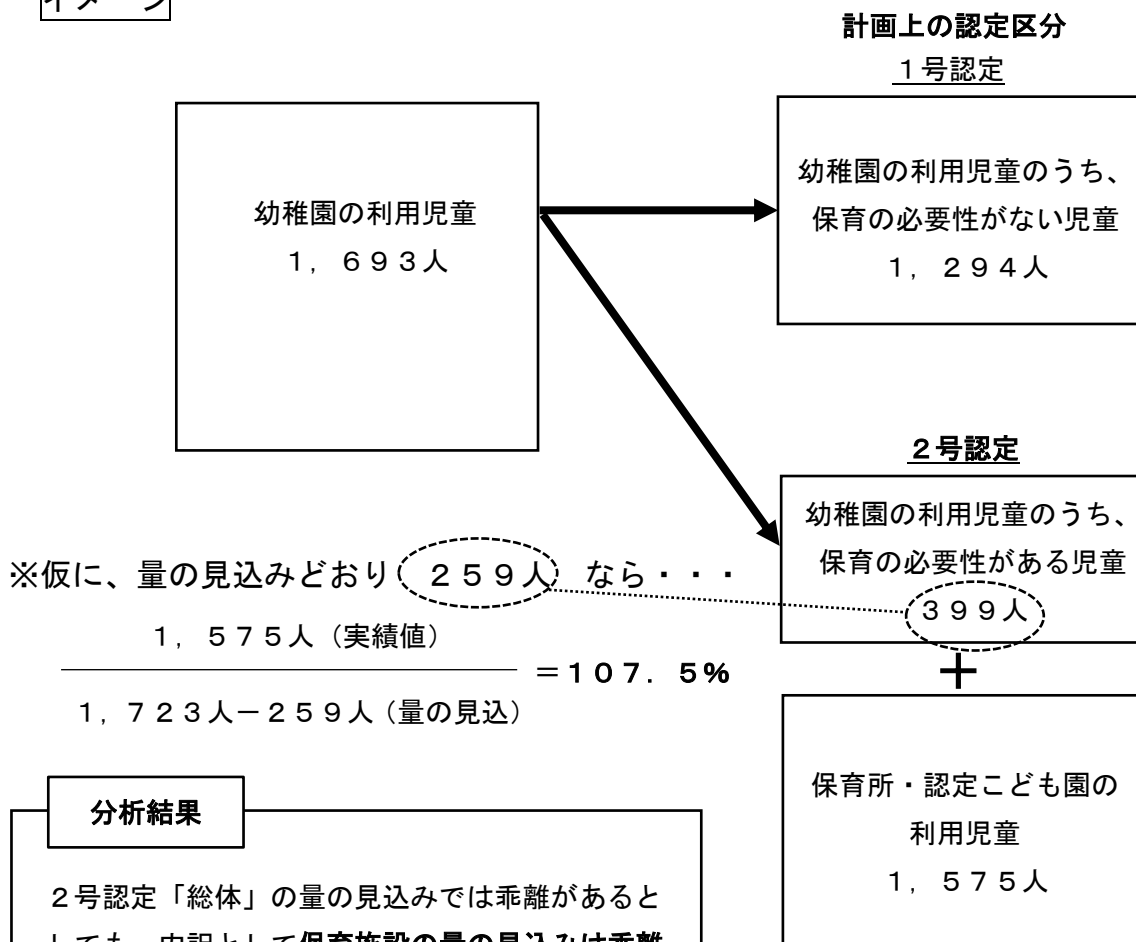
令和3年度（4月1日時点）			
認定区分	量の見込み	利用児童の実績値	割合
1号認定	1,411人	1,294人	91.7%
2号認定	1,723人	1,974人	114.5%
3号認定 （0歳児）	235人	224人	95.3%
3号認定 （1～2歳児）	1,115人	1,074人	96.3%

【2号認定の乖離の理由】

令和3年4月1日時点では、2号認定において10%以上の乖離があるが、第2期計画においては、幼稚園利用者のうち預かり保育を利用している方は、2号認定に含めており、幼稚園を利用する2号認定の方の利用実績が量の見込みを上回っていることによる。つまり、10%以上の乖離は見かけ上の数字であり、実質の乖離は小さい。

- 計画段階での量の見込み：259人
- 令和3年度利用実績：399人
- 見込み数との差：140人

イメージ



分析結果

2号認定「総体」の量の見込みでは乖離があるとしても、内訳として**保育施設の量の見込みは乖離が小さい。**

一方、幼稚園の預かり保育については、量の見込みを超える利用があるとしても、**実際の需要に対応して供給が行われる仕組み**となっている。

見直し基準に対する考え方

- 子ども・子育て支援事業計画は、主に待機児童対策を目的としていることを踏まえれば、待機児童数が令和3年度は39人、令和4年度にいたっては7人という実績から、おおむね順調に対応が出来ているものと考えられる。
- 第2期子ども・子育て支援事業計画に掲げた、学校教育・保育の提供体制及び地域子ども・子育て支援事業の確保の方策に関しても、おおむね順調に進捗していると考えられる。
- 量の見込みと利用実績について2号認定に10%以上のかい離があるものの、分析結果より、保育施設については量の見込みとの乖離は基準内であり、幼稚園の預かり保育については需要に応じて供給が行われる仕組みとなっている。



子ども・子育て計画中間年度見直しに関する方針（案）

東村山市としては、上記のことを踏まえて、計画内容等については、すでに子ども・子育て会議の中で委員の皆様にご確認していただきながら計画の進捗を図っていることから、あえて中間年度の見込み量の見直しは行わず、次期計画の策定の中で検討をしていきたい。